

確約書兼同意書

児童クラブの利用にあたり以下の事項について厳守します。

- 1 提出した申込書、証明書等については事実と相違ありません。
- 2 児童クラブ保護者負担金を決められた期日までに必ず納めます。
- 3 退職したなど家庭で児童を保育できるようになった場合は、休会届または退会届を提出します。
- 4 児童クラブの開設時間内に必ず送り迎えします。
- 5 児童クラブに到着するまでの間、児童クラブから家に帰るまでの間、児童に関する全ての責任を負います。学校から児童クラブ（学校休業日にあつては家から児童クラブ）までの通所については、児童に十分指導します。また、塾・習い事などで一度クラブを出た場合は、その後クラブへは通所させません。
- 6 出欠席の変更は必ず児童クラブの職員に連絡し、無断欠席しません。学校を休む場合は学校と児童クラブ両方に連絡をします。
- 7 入会した児童が、インフルエンザ・はしか等の伝染性の病気にかかった場合や新型コロナウイルスに感染した場合は、完治または医療機関等が許可したのちに児童クラブへ通わせます。
また、これらの伝染性の病気が流行し、市が臨時閉鎖等の決定を下した場合には、その決定に従います。
- 8 児童が体調不良・怪我をしたとき・災害時には児童を迎えに行きます。
- 9 児童クラブの規則を守り、児童クラブの適切な運営に協力するとともに、必要な職員の指示に従います。
- 10 以下の内容について同意します。
 - ① 児童クラブが学習指導を行わないこと。
 - ② 児童クラブ保護者負担金の還付が発生した場合は、口座振替に登録のある口座に還付すること。また口座振替の登録がない場合は、児童手当の振込口座に還付すること。
 - ③ 特別な対応が求められる児童については、児童クラブの態勢が整うまで児童クラブの利用を待つこと。また、利用開始後に児童クラブでの対応が困難と判断されたとき（例、他の児童に危害を加えかつ怪我を負わせ、注意しても改善がみられない場合など）は、態勢が整うまで利用ができなくなること。

(宛先) 小牧市長

年 月 日

児童クラブ加入申込書の申込者（保護者名）と同じ保護者氏名を記入してください。

HOGOSHASHIMEI

RIYOUSHISETSU

JIDOUKURABU

保護者氏名

利用施設

児童クラブ

JIDOSHIMEI

NENSEI

JIDOSHIMEI

NENSEI

児童氏名

(年生)

児童氏名

(年生)

JIDOSHIMEI

NENSEI

児童氏名

(年生)